

「大阪市自転車活用推進計画」の策定に向けた検討をしております。

みなさまのご意見をお寄せください

平成 29 年 5 月に「自転車活用推進法」が施行されたことを受け、
大阪市では、都市魅力の向上に向けた自転車活用推進のファーストステップとして、「大阪市自転車活用推進計画」の策定に向けた検討をしております。

つきましては、計画策定の参考とさせていただきますため、市民のみなさまからの積極的なご意見をお待ちしております。

「大阪市自転車活用推進計画（素案）【概要版】」をお読みいただき、

- 1 今後の方針「安全対策だけでなく、自転車活用推進へ」
- 2 本計画の目的、目標及び自転車活用推進施策
- 3 その他（計画（素案）全体に関して）

に関するご意見をお寄せください。



「大阪市自転車活用推進計画（素案）」の詳細版については、本市ホームページに掲載しております。（http://www.city.osaka.lg.jp/templates/jorei_boshu/kensetsu/0000453860.html）
また、各区役所等でも閲覧が可能です。

【募集期間】

平成 30 年 12 月 5 日（水）から平成 31 年 1 月 11 日（金）

募集期間内に必着するようお願いします。

【提出方法】

持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法により受け付けます。

持参の場合は、平日の午前 9 時 00 分から午後 5 時 30 分までをお願いします。

【提出及び問合せ先】

大阪市建設局企画部方面調整課（自転車施策担当）

住 所：〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2 - 1 - 10 ATC ビル ITM 棟 6 階

F A X：06-6615-6577（電 話：06-6615-7699）

メール：bicycleuse@city.osaka.lg.jp

【ご意見の取扱いなど】

お寄せいただきましたご意見につきましては、後日、その概要とご意見についての本市の考え方を取りまとめて公表する予定にしております。個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。

ご意見をいただきましたみなさまの個人情報は、本件以外の目的に使用しないとともに、一切公表いたしません。

【その他】

電話や窓口での口頭によるご意見は受け付けておりませんのでご注意ください。

ご意見の記入用紙

1 今後の方針「安全対策だけでなく、自転車活用推進へ」

- ・ 本市は、自転車利用が盛んな都市であり、これまで自転車走行環境対策や鉄道駅周辺の駐輪対策、ルール教育などの交通安全対策の取組みを行ってきました。
- ・ 一方で、近年には、自転車活用推進法が施行され、自転車利用に対する市民ニーズが高まっていることから、良好な都市環境の形成や、市民の健康増進、観光地域づくり、安全安心の確保などの新たな観点にたった自転車の活用が求められています。
- ・ このような中、本市では、安全対策中心の取組みだけでなく、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進していくため、「大阪市自転車活用推進計画」の策定を予定しております。

このような今後の方針「安全対策だけでなく、自転車の活用推進へ」に関して、
ご意見をお聞かせください。

2 本計画の目的、目標及び自転車活用推進施策

- ・ 本計画は、「自転車活用推進施策の実施により都市魅力の向上を図る」ことを目的とし、
「自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成」
「サイクリススポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現」
「サイクリング環境の整備による観光魅力の向上」
「自転車事故のない安全で安心なまちの実現」

を4つの目標として、様々な自転車活用推進施策に取り組んでいくこととしております。

このような本計画の目的、目標や自転車活用推進施策などに関して、ご意見をお聞かせください。

3 その他（計画（素案）全体に関して）

計画（素案）全体に関して、ご意見をお聞かせください。

【あなたご自身について】 差し支えない範囲でご協力をお願いします。

(1) お住まい 市内在住 _____区 市内在勤 _____区 市内在学 _____区

(2) 性別 男性 女性

(3) 年代 _____歳代

(4) 自転車の利用頻度

ほぼ毎日 週のうち半分程度 週のうち、1～2回程度

定期的ではないが、時々利用する程度 全く利用しない

(5) 自転車の主な利用目的（自転車を利用されている方のみ）

通勤・通学 買い物 余暇活動（遊びに行く・サイクリング）

業務・仕事 子どもの送迎 通院 習い事 その他（ ）

意見募集期間：平成31年1月11日(金)まで【必着】

メール：bicycleuse@city.osaka.lg.jp

FAX：06-6615-6577 大阪市建設局企画部方面調整課（自転車施策担当）あて

大阪市自転車活用推進計画(素案)【概要版】

はじめに

- 本市の自転車利用に関しては、地形が平坦で利用しやすく、身近な乗り物として通勤や通学などに幅広く使われており、交通手段として極めて重要な役割を担っている。
- また、近年には、全国的に健康づくりや観光目的の自転車利用が増えるなど、自転車に対するニーズが広がっている。
- このような状況のなか、自転車活用推進法が施行されたことを踏まえて、本市として新たな観点から、自転車活用を総合的かつ計画的に進めるため、本計画を策定する。



(通勤通学時の自転車分担率の比較) [H22国勢調査より]

計画の目的・期間・区域 および 目標

目的 これまでの安全対策を中心とした取組みに加え、自転車活用推進施策の実施により、都市魅力の向上を図る
期間 長期的な展望を視野に入れた、2020年度 施策によっては継続的な取組みが必要であり、長期的な視点に立った計画とする
区域 市内全域 広域への波及を考慮し、府や近隣市町村との連携を図る

目標	都市環境 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成	健康増進 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現	観光地域づくり サイクリング環境の整備による観光魅力の向上	安全安心 自転車事故のない安全で安心なまちの実現
----	--	---	---	------------------------------------

これまでの取組み

自転車事故や放置自転車などの喫緊の課題に対し、以下の安全対策に取り組んできた

(1) 自転車で「はしる」

・自転車通行空間整備

走行環境対策

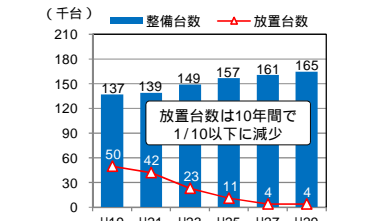


(自転車通行空間の整備状況)

(2) 自転車を「とめる」

・駐輪場整備や啓発・撤去

駐輪対策

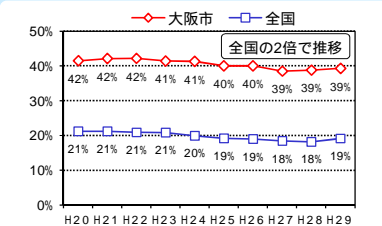


(駐輪場整備台数と放置台数 [国交省調査基準])

(3) 自転車を「きちんとつかう」

・ルール教育/啓発など

交通安全対策

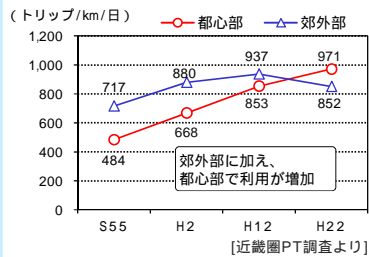


(交通事故件数に占める自転車事故件数の割合)

今後の方針：「安全対策だけでなく、自転車の活用推進へ」

(1) 市民の自転車利用ニーズの高まり・拡がり

・もともと利用が盛んな郊外部に加え、都心部で利用が増加



[H29市民ワークショップ意見]
 ・自転車を利用しやすい環境を創出
 ・サイクルネットワークが必要
 ・自転車による観光利用促進
 ・放置自転車対策の継続が必要

(2) 自転車活用推進法の施行 (2017年5月)

(目的) 法第1条

・自転車の活用を総合的かつ計画的に推進

(基本理念) 法第2条

- ・自転車は、二酸化炭素等が発生せず、災害において機動的
- ・自動車依存の低減により、健康増進・交通混雑の緩和等、経済的・社会的な効果
- ・交通体系における自転車による交通の役割の拡大
- ・交通安全の確保

(市町村自転車活用推進計画) 法第11条

・市町村は、区域の事情に応じ計画を定めるよう努める

新たな観点からの自転車活用推進が必要

大阪市自転車活用推進計画の策定

[計画策定の考え方]

- ・国計画を勘案し、関連する本市の既存計画との整合を図る
- ・盛んな自転車利用に見合った利用環境を整える



今後、自転車活用を推進していくための施策

(1) 幹線道路等における自転車ネットワークの形成

環境にやさしい自転車の活用推進に向け、幹線道路等における自転車ネットワークを形成

(2) 路上駐車の抑制

路上駐車による自転車移動の障害解消を促進

(3) 自転車駐輪対策

地域のニーズに応じた駐輪場確保等の自転車駐輪対策を推進



(4) まちづくりと連携した総合的な取組の実施

自転車通行環境の整備等について、人中心のまちづくりと連携した総合的な取組を実施



(5) 運動習慣の確立(スポーツによる健康増進)

身体活動、運動の意義と重要性の周知啓発を推進し、運動習慣確立の一助とする。

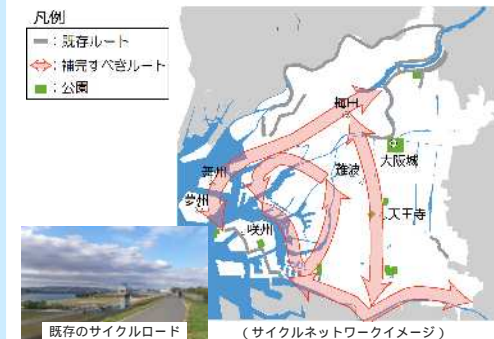
(6) サイクルスポーツの振興等に向けた公共空間の活用

サイクルスポーツの振興等に向けた公共空間の活用



(7) 多様な楽しみ方ができる周遊・滞在都市の形成

観光客を含む利用者の視点に立ったサイクリング環境の整備や、サイクリストの受け入れ環境等を充実させ、多様な楽しみ方ができる周遊・滞在都市を形成



(8) 交通安全思想の普及徹底

段階的かつ体系的な交通安全教育の推進、交通安全に関する普及啓発活動の推進



(9) 安全で快適な自転車通行環境の計画的な整備推進

歩行者の安全を第1に、自転車利用者の安全性・快適性を確保する自転車通行環境の計画的な整備推進



(10) 災害時における自転車活用の推進

災害時の職員集集や応急活動のための移動手段として、自転車を積極的に活用
 危機管理体制を強化し、地域社会の安全・安心を向上